

設立趣旨書

近年、経済社会が複雑化・高度化し、情報産業の進展や技術革新による商品の開発、各種サービスの多様化がもたらされ、商品及びサービスの選択肢は飛躍的に増加しました。その反面、消費者と事業者間の情報量の格差が拡大し、消費者がトラブルに巻き込まれる事態が増加しています。悪質な事業者による消費者被害が発生することにより、市民の生活の安定が害されるのみならず、地域経済の健全な発展が阻害されています。

その一方で、消費者被害においては、同種の被害が繰り返し発生し、被害が拡大することが多くあり、従来の個別的・事後的な救済のみでは、被害の拡大を防止することができませんでした。さらに、消費者被害は、被害金額が大きくない場合も多く、個別の被害救済は費用も時間もかかることなどから、泣き寝入りする消費者も少なくありませんでした。

こうした中で、2007（平成19）年に改正消費者契約法が施行され、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項の使用等について、認定を受けた適格消費者団体が差止を請求できるようになり、被害の未然防止、拡大防止が可能になりました。

さらに、2013（平成25）年12月に公布され、2016（平成28）年10月に施行される「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」により、適格消費者団体の中から認定を受けた特定適格消費者団体が、多数の消費者被害について集団的かつ効率的に被害回復を行うことが可能になります。

栃木県の「平成26年度消費生活相談状況」によれば、平成26年度に栃木県内の消費生活センターへ寄せられた消費生活相談の件数は総計16,854件にものぼります。

一方、平成27年の「栃木県消費生活に関する県民意識調査」によれば、悪質商法について被害を受けたことがあると答えた人のうち、被害の状況や対応等について誰かに「相談した」人は45.1%、そのうち県や市町の消費生活センターに相談した人は合計43.2%のみです。これらを総合すると消費者被害を受けたことのある人のうち、消費生活センターに相談した人は約20%に留まり、被害にあった栃木県内の消費者が、事業者からの勧誘を受け、悪質商法の被害を受けているにもかかわらず、誰にも相談せずに泣き寝入りしているという事実を改めて目を向けなければなりません。

さらにいえば、適切な相談機関に相談した者が、これまで十分な救済を受けてきたとは必ずしもいえません。消費者問題の相談担当者は、法的には相談者の主張が正しいにもかかわらず、費用対効果や相談者の負担等の問題から、積極的に救済に取り組むことができないばかりか、相談者からは「泣き寝入りするしかないのでしょうか。」と言われ、専門家であるのに相談者の救済に役立てない無力さを痛感し、悔しい思いをするケースを体験してきました。被害救済に要する時間や費用を考慮すると、事実上、事業者の違法ないし不当な事業活動を容認する結果（やり得・ごね得）となることもあります。

しかし、適格消費者団体が差止請求関係業務をすることで、相談者の訴えに対し、「今後、業者が当該行為をしないようにするために私達が差し止めを求めます。」と答えられるようになります。さ

らに、損害賠償請求業務までできるようになれば、たとえ被害金額が少なかったとしても「このような被害にあっている方は、他にもいるでしょうし被害回復に取り組みましょう。」と答えられるようにもなります。相談現場での回答の幅が大きく広がるとともに、消費者全体にとって利益をもたらします。

また、適格消費者団体の活動は、消費者が個別ではなく、集団となって消費者を中心とした社会を実現させるものであり、消費者市民社会実現に向けた無限の可能性を秘めています。私達は、契約をするとき、事業者が示した契約書にサイン「する」か「しない」かの選択肢しか与えられていないと思いがちですが、いつしか「この条項を消してくれれば契約できる。」と言える日が来るかもしれません。

2007（平成19）年に改正消費者契約法が施行されてから、もうすぐ10年が経とうとしています。

栃木県内の消費者問題の相談担当者は、適格消費者団体による差止の対象となる事案の相談を受けることがあります。しかし、そのような場合に、当該事業者が今後違法行為をさせないために、相談者に東京や埼玉の適格消費者団体を紹介したケースがあったでしょうか。結局、栃木の相談担当者と東京や埼玉の適格消費者団体との間に日常からの連携がないために、紹介をすることはほとんどなかったと思われま

す。地元である栃木県に適格消費者団体があり、相談担当者と間に日常からの連携があれば、相談担当者は、適格消費者団体による差止の対象となる事案について、相談者に適格消費者団体を紹介することができるはずで

す。私たちは、栃木県内で起きた消費者問題を解決し、消費者市民社会を実現するために、自ら適格消費者団体の担い手となるしかないと考えようになりました。栃木県内に適格消費者団体を設立し、活動を続けることで、被害者が情報提供をする契機になり、県内の消費者被害の予防及び救済をすることができるのです。

そこで、この度、県内の各消費者団体や法律及び消費者問題の専門家等が集まり、消費者団体訴訟制度に基づく適格消費者団体の認定を受けること、ひいては特定適格消費者団体の認定を受けることを目指して、「とちぎ消費者リンク」を設立することにしました。

当団体は、事業者による不当な勧誘行為及び不当な契約条項の是正、消費者施策に関する研究・提言及び啓発を行い、さらに、将来特定適格消費者団体に認定された際には集団的な被害回復を行うことにより、栃木県における消費者被害の予防・救済をはかり、消費者の生活の安全と地域経済の健全な発展に寄与することを目的として活動します。

2016（平成28）年7月16日

法人の名称 特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
設立代表者 山口 益弘

所轄庁の指導による軽微な補正は理事会に一任いたします